

「子ども・子育て支援新制度」についての保護者向けパンフレット ～ 活用に当たっての留意事項 ～

1. パンフレット作成の目的

私立幼稚園は、平成27年4月に本格スタートが予定されている、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の下で、現行通りの幼稚園、新制度に移行する幼稚園、新制度の認定こども園の3つのタイプとなり、どのタイプの幼稚園に通園するかを保護者が選択することになります。

しかし、新制度の内容については、市区町村が定める利用者負担額が未確定であるなど流動的な部分が多く、また仕組み自体、子どもを1号、2号、3号の認定区分として、それぞれ講じる施策内容が異なるなど複雑な内容となっていることから、広く理解が進んでいるとはいえない実態にあり、特に、27年4月から幼稚園、認定こども園等に入園を考えている保護者や在園児の保護者は、新制度の下で、各園がどうなるのか、どう変わるのか大変不安な状態にあります。

このため、入園説明会等において、まずは保護者の皆さんに、新制度の下における私立幼稚園のあり方について、概略理解していただく必要があるのではと考え、その説明のために作成したものです。

なお、新制度に移行しない幼稚園においても、保護者の園の選択に資するため及び保育料の比較など入園後の混乱を避けるため、事前の説明が必要ではないかと考えます。

2. パンフレットに基づく説明上のポイント

パンフレットを活用して説明される上で、特にご認識いただく必要がある事項について次のとおり取りまとめましたので参考としてください。なお、内閣府のホームページ（「内閣府 子ども・子育て支援新制度」で検索）に記載の「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」等も併せてご一読ください。

(1) 〈2 新制度で私立幼稚園はどう変わるの？〉

- ① 新制度の下では、「1 新制度に移行しないでこれまで通りの幼稚園」と、「2 新制度に移行して施設型給付を受ける幼稚園」と、「3 認定こども園」の3つの形となること。
- ② 当園では、このうちどの形を選択したかを説明。
「1 新制度に移行しない幼稚園」については、
別に作成した、新制度に移行しない幼稚園用リーフレット（Q&A）を活用
- ③ 当園の該当する入園の流れを説明

(2) 〈3 教育・保育の「認定」について〉

- ① 「2 新制度に移行する幼稚園」と「3 認定こども園」に入園する子ども及び在園している子どもについては、一人ひとりについて施設型給付を受けるために市区町村の認定が必要です。（施設型給付は制度の仕組み上、園が代理受領する形になります。）
なお、「1 新制度に移行しない幼稚園」では、これまでどおり私学助成としての助成措置ですので認定を受ける必要はありません。
- ② この認定は、満3歳以上で教育のみを希望する子ども（1号認定子ども）、満3歳以上で「（保護者の就労など）保育の必要な事由」に該当して保育を希望する子ども（2号認定子ども）、3歳未満で「保育の必要な事由」に該当して保育を希望する子

ども（3号認定子ども）の3つの認定種別となります。ちなみに、1～3号は子ども・子育て支援法の該当条文を示しています。

- ③ 施設型給付を受けて利用できる施設は、1号認定子どもは幼稚園と認定こども園、2号・3号認定子どもは認定こども園と保育所に限られています。

ただし、保護者が就労しているなど2号認定に該当する子どもであっても、1号認定を受けて、これまで通り幼稚園の預かり保育を利用することができます（幼稚園教育+預かり保育）。

(3) 〈4 入園料や保育料は？〉

- ① 新制度に移行しない幼稚園の入園料や保育料は、これまで通りそれぞれの園が定めた額となります。
- ② 新制度に移行した園では、保育料については、世帯の所得に応じて（応能負担）市区町村が定める利用者負担額（基本負担額）を徴収することとなります。
- 併せて、事前説明・書面同意の事前手続きを経て、特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）を徴収することもできます。

[保護者への周知例]

- ・当園においては、園児の居住する市区町村の定める基本負担額を毎月（8月も含みます。）徴収します。
- ・また、各施設で定める特定負担額として、以下のとおり徴収します。
施設整備費及び研修充実費 入園時に 20,000 円
職員配置充実費 毎月 1,500 円
- ・これらのほか、学用品、標準服など、必要に応じて実費を徴収します。

※市区町村が定める利用者負担額（基本負担額）の適正な設定と、在園児に係る現行の保育料との乖離（負担増となる場合）についての経過措置を求める必要があります。

(4) 〈6 その他の納付金〉

新制度に移行する園では、市区町村が定める保育料（利用者負担額＝基本負担額）以外に次の納付金を求めることができます。

- ① 入園料等（施設別の特定負担額、消費税非課税）

その園の教育等の質向上のために必要であると各施設が判断する場合、保育料（基本負担額）の他に徴収可能な経費で、パンフレットのように徴収目的を具体的に記載することが必要です。

なお、特定負担額は、教育・保育の費用に充てられるものであるため、入園前に納付した後に入園辞退となった場合には、原則として返還が必要と考えられます。

- ② 実費徴収金

実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意（書面同意は不要）を得る必要があります。

○実費徴収の対象経費（消費税非課税）

- 1 教材、学用品、制服、アルバム等
- 2 特別行事、園外活動等
- 3 1号認定子どもの給食（人件費の一部は公定価格の加算に含まれる）、
2号認定子どもの主食
- 4 スクールバス（人件費の一部は公定価格に加算に含まれる）
- 5 その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用（PTA会費等）